

自動車運転死傷処罰法及び道路交通法の一部が改正されました！！

施行日：2026年（令和8年）7月21日施行



改正点は以下のとおり

〔自動車運転死傷処罰法〕

○ 飲酒運転によるアルコール保有量の数値を明確化

これまでは飲酒運転による危険運転致傷罪の要件については、「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」と規定されていましたが、

身体に、

○血液1ミリリットルにつき1.0ミリグラム以上

又は、

○呼気1リットルにつき0.5ミリグラム以上のアルコールを保有する状態

○その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態

と数値基準が明確化されました。

△注意△

この基準に満たない数値の場合であっても、これまで同様、状態や言動等から「**正常な運転が困難な状態**」と判断されれば、危険運転致死傷罪が適用されます。



○ 高速度運転の類型の追加

高速度による危険運転致死傷罪の対象行為として、

○最高時速が時速60km以下の道路では、**時速50km**を超える速度

（例：最高速度60kmの一般道なら時速50kmを超える時速110km以上の速度で走行した場合）

○最高速度が時速60kmを超える道路では、**時速60km**を超える速度

（例：最高速度時速100kmの高速道路なら時速60kmを超える時速160km以上の速度で走行した場合）

○上記高速度に準ずる速度であって道路状況や交通状況に応じて、重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度で自動車を運転する行為

が追加されました。

△注意△

明確化された速度基準に関わらず、これまで同様「**進行を制御することが困難な高速度**」と判断されれば、危険運転致死傷罪が適用されます。

○ ドリフト走行やウィリー走行が危険運転致死傷罪となる対象行為に追加

危険運転致死傷罪の対象行為として

○殊更にタイヤを滑らせる「**ドリフト走行**」
○殊更にタイヤを浮かせる「**ウィリー走行**」
等を**故意**に行い、**進行を制御することが困難な状態**にさせて、自動車を走行させる行為

が追加されました。

〔道路交通法〕

○ 酒酔い運転の要件に数値基準が明確化

これまでは、道路交通法における酒酔い運転については「アルコールの影響により、正常な運転ができないおそれのある状態」と規定されていましたが、

身体に、
○**血液1ミリリットルにつき1.0ミリグラム以上**
又は、
○**呼気1リットルにつき0.5ミリグラム以上のアルコールを保有する状態**

と数値基準が明確化されました。

△注意△

この基準に満たない数値の場合であっても、これまで同様、状態や言動等から「アルコールの影響により**正常な運転ができないおそれのある状態**」と判断されれば、酒酔い運転が適用されます。



終わりに、法律が変わっても、ならぬものはならぬものです！

飲酒運転を「絶対にしない、させない、許さない」を合い言葉に福島県から飲酒運転を根絶しましょう！



福島県警察飲酒運転根絶サイトはこちら

道路交通法の改正により、令和8年7月21日から
「酒酔い運転」の要件に「数値基準」が新設されます！！



飲酒運転には「酒酔い運転」「酒気帯び運転」の2つの罰則

「酒酔い運転」の要件

【改正前】

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
(数値基準なし)



「数値基準」を設けて明確化

【改正後】

- 呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上
または
 - アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
- ※「0.5mg/ℓ」未満でも、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば「酒酔い運転」となります。

「酒気帯び運転」の要件 ※変更なし

- 呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ以上

どれくらい飲んだら「酒酔い運転」の要件の数値基準
(呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上)に達する？



アルコールの分解能力には個人差があるため、あくまでも目安となりますが、体重60kgの方が

ビールだと…大瓶2本程度

日本酒だと…2合(アルコール濃度15%、360ml)程度
を飲酒し、30分経過した場合、数値基準に達する可能性があります。



飲酒運転は**悪質・危険な犯罪行為**です！

警察庁・都道府県警察
National Police Agency - Prefectural Police

危険運転致死傷罪(自動車運転死傷処罰法)の改正

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

令和8年7月21日施行

危険運転致死傷罪とは…

危険・悪質な自動車の運転行為を行い、その結果人を死傷させた者を、
傷害罪・傷害致死罪に準じた重い法定刑によって処罰する犯罪類型

➡ 死亡させた場合: **1年以上20年以下**の拘禁刑
負傷させた場合: **15年以下**の拘禁刑

改正の内容

1 飲酒類型:数値基準の新設

(従来の成立要件)

「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」で自動車を走行させ、人を死傷させた場合



(改正後) 次の①又は②の状態を自動車を走行させ、人を死傷させた場合

① 数値基準を満たす高濃度のアルコールを身体に保有する状態

呼気中アルコール 0.5 mg/ℓ 以上

➡ **一律に危険運転致死傷罪の対象**

② その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態

➡ ①の**数値基準を満たさなくても危険運転致死傷罪の対象**

2 高速度類型:類型の新設

次の①又は②の高速度で自動車を運転し、人を死傷させた場合

① 数値基準を満たす高速度

- ・ **最高速度が60km/h以下の場合** **最高速度 + 50km/h以上**
- ・ **最高速度が60km/h超の場合** **最高速度 + 60km/h以上**

➡ **一律に危険運転致死傷罪の対象**

② ①に準ずる速度であって、道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度

➡ ①の**数値基準を満たさなくても危険運転致死傷罪の対象**

3 殊更滑走等類型:類型の新設

殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて自動車を走行させ、人を死傷させた場合